

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話による簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H30	R元	R2
申告所得税		74	60	24
法人税		99	76	25
消費税		133	105	36
相続税		12	11	5

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H30	R元	R2
申告所得税		961	992	533
法人税		1,943	1,644	1,207
消費税		1,099	1,004	862
相続税		708	681	482

～ データ活用 of 取組強化 ～

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、潜在的な高リスク納税者を抽出する予測モデルの構築に取り組んでいます。

今後は、構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めていきます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎ 消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 輸出物品販売場で消費税免税物品を大量に購入していたが、購入した物品を国外に輸出せず、不正に消費税の免税を受けていた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS)によって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

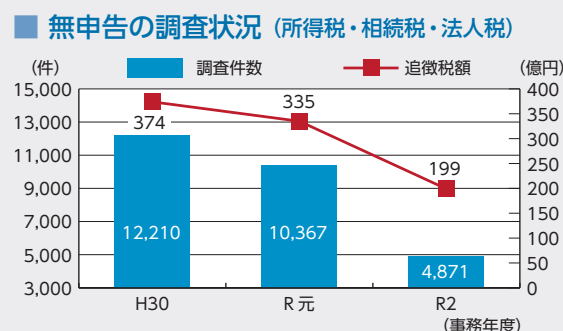
特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 租税条約等に基づく情報交換制度によって、海外銀行の代表者名義預金に売上代金を入金させ、売上げを適正に申告していなかった事実を把握
- CRS情報を端緒に、相続税の申告において海外預金から出金した現金などを申告していなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報などからの的確に把握し、積極的に調査を実施しています。



◎ 無申告の調査事例

- 暗号資産取引により多額の利益を得ていたものの、関係人に暗号資産を送金の上、当該関係人に日本円に換金させることで、自己の収益として申告しなかった事実を把握
- 被相続人の銀行口座から相続人が生前に出金して自宅に保管していた現金があり、相続税の申告が必要であったが、無申告だった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応については、業界団体や仲介事業者等などを通じて利用者(納税者)へ適正申告を呼びかけるなど、適正申告のための環境作りに努めています。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を行っています。

こうした取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」をご覧ください。

¹ 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実を促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図っています。

この取組により、国税庁では限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理の発生リスクや税務調査対応の負担の軽減効果が期待されます。

本取組に関する詳しい内容は、国税庁ホームページ「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）」をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすい事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）」に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告書誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクの軽減効果が期待されます。

● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

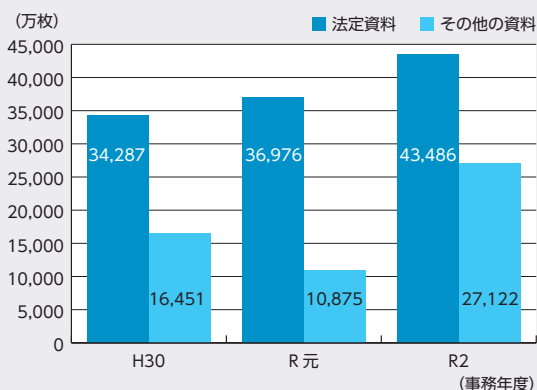
移転価格税制に関する納税者の予測可能性及び透明性の向上のため、「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」(平成 29(2017)年 6 月)を国税庁ホームページに掲載しています。

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、情報照会手続きに基づいて収集した情報や調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、調査・指導に活用しています。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和3(2021)年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

その結果、海外法人を利用した国際的な不正スキーム事案を告発したほか、愛玩用動物のイベントを企画・開催する法人が、消費税の仕入税額控除制度を悪用した消費税不正受還付事案、下請け業者から謝礼金を受領した建設会社元従業員の事案などを告発しました。

◎ 令和3(2021)年度の告発事例

海外法人を利用した国際的な不正スキーム事案を告発

海外法人に対して架空の経費を計上するとともに、同経費の支払額(送金額)について、関係者が主宰する海外法人名義の預金口座を経由して、代表者が管理する海外法人名義の預金口座に還流させる国際的な不正スキームを利用し法人税を免れていた事案を告発

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和2年度	111件	113件	83件	9,050百万円 (6,926百万円)	80百万円 (83百万円)
令和3年度	116件	103件	75件	10,212百万円 (6,074百万円)	99百万円 (81百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②／①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和2年度	内3 87件	内3 86件	98.9%	内2 6人	57百万円	14.1月	13百万円
令和3年度	内5 117件	内5 117件	100.0%	内3 5人	64百万円	15.7月	15百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和3(2021)年度中に判決が出された事例

金地金の輸出販売を装った法人の代表者に対して実刑判決

輸出免税制度を使った消費税還付の仕組みを悪用し、不正に消費税の還付を受ける等していた法人の代表者に対して、懲役1年8月の実刑判決が出されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅押入れの可動式床の床下に存在した金庫の中から現金を把握



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約 70.5 兆円（年度内収納割合は 97.9%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和2(2020)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約 72 兆円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約 70 兆 5,000 億円となっており、その収納割合は 97.9%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、積極的に実施しています。

計画的な納付を行っていただくため、振替納税やダイレクト納付を利用した予納などの多様な納付手段を導入し、積極的にご利用いただけるよう努めています。

また、期限を過ぎて納付したことのある納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせしたり、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に納付を促すなどの取組を行っています。

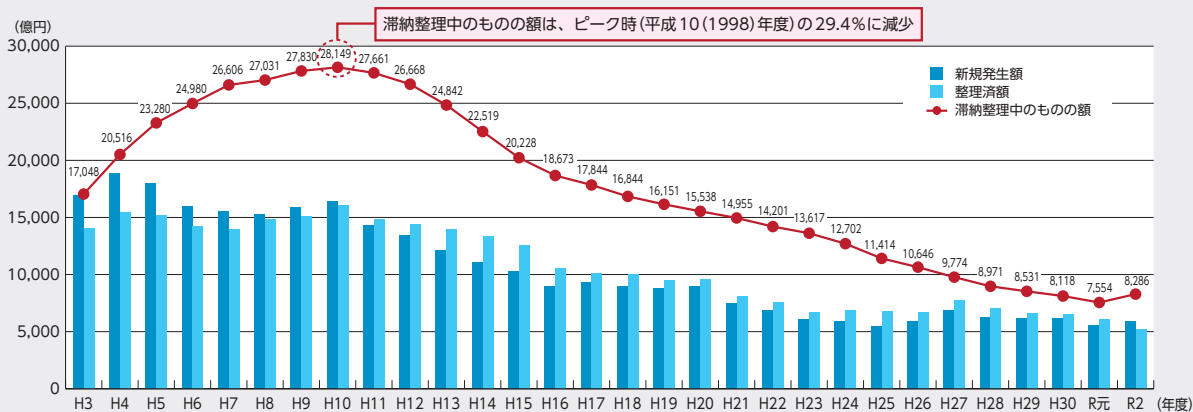
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の 29.4%に ～

令和2(2020)年度末の滞納整理中のものの額は8,286 億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約 8 千億円と依然として高水準
→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まずは、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、厳正に対処しています。

◎ 令和3(2021)年度告発事例

別会社名義口座へ入金することにより滞納処分を免れた事案を告発

滞納処分を免れる目的で、別会社を設立して滞納会社が社名変更したように装い、滞納会社の売掛金をこの会社の預金口座に振り込ませることにより財産を隠蔽した事案を告発

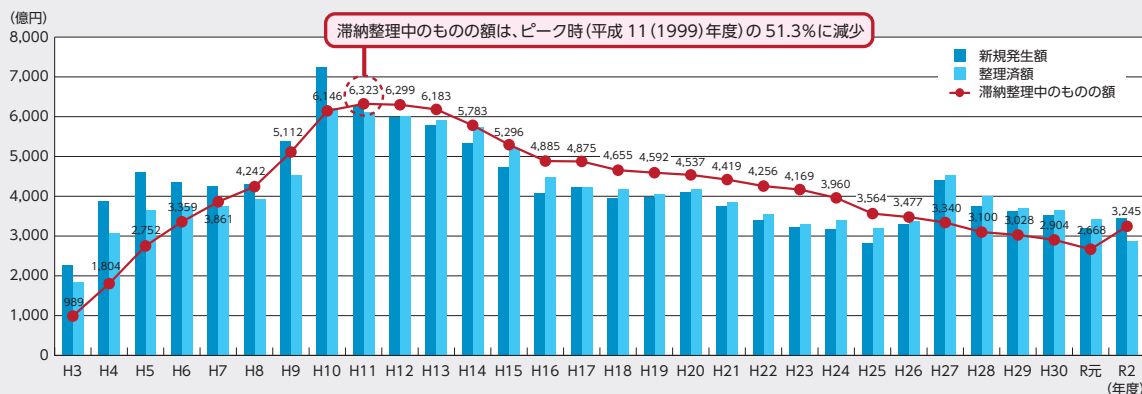
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

複雑な取引や財産の移転を仮装しているような、処理が困難な事案の滞納整理については、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要十分な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐欺行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

2 詐欺行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐欺行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます。

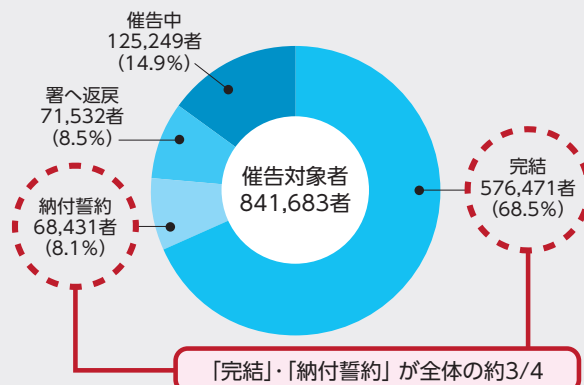
(3) 集中電話催告センター室

～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室(納税コールセンター)で幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、令和2(2020)年7月から令和3(2021)年6月末までの1年間で、催告対象約84万者のうち、約58万者(68.5%)が完結し、約7万者(8.1%)が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況



(4) 公売の実施

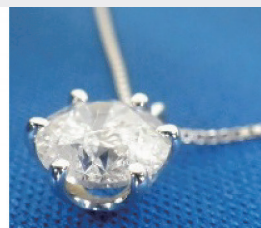
～ 公売で約850物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

令和2(2020)年7月から令和3(2021)年6月までの1年間で、全国で138回の公売を実施しました。その結果、不動産、自動車、宝飾品など約850物件が売却され、その売却総額は約30億円となっています。

全国の国税局が公売する公売財産の内容や公売日程については、国税庁ホームページの「公売情報」からご覧いただけます。

■ 令和2(2020)年7月から令和3(2021)年6月に公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務については、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,025万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税に加え、電子納税やダイレクト納付等を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 国際的な取引への対応

(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業が増加するなど、年々経済社会の国際化が進展する中、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対しても国民の関心が大きく高まっています。

こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組

～ 国際的な租税回避に対する取組を積極的に推進 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

① 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外財産を的確に把握 ～

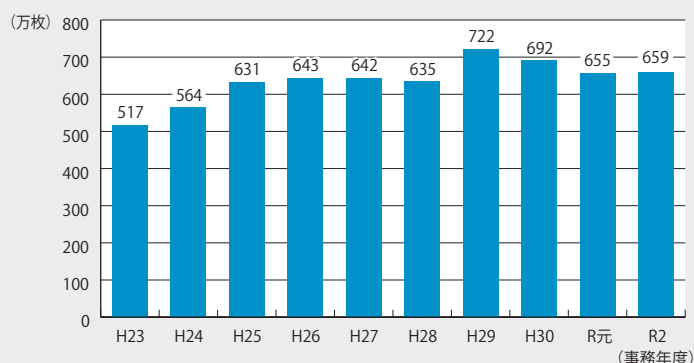
国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正・公平な課税を実現するために、次の制度を活用して海外取引や国内外財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避に的確に対応しています。

¹ 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。

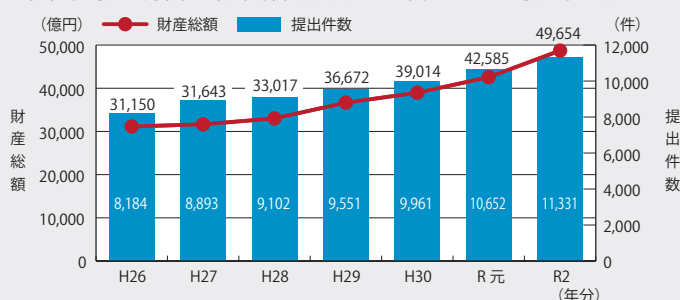
■ 国外送金等調書の提出枚数



ロ 国外財産調書

その年の12月31日において、国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです。

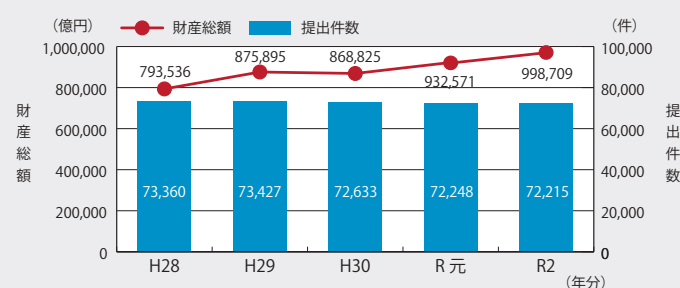
■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産又は合計1億円以上の有価証券等を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです。

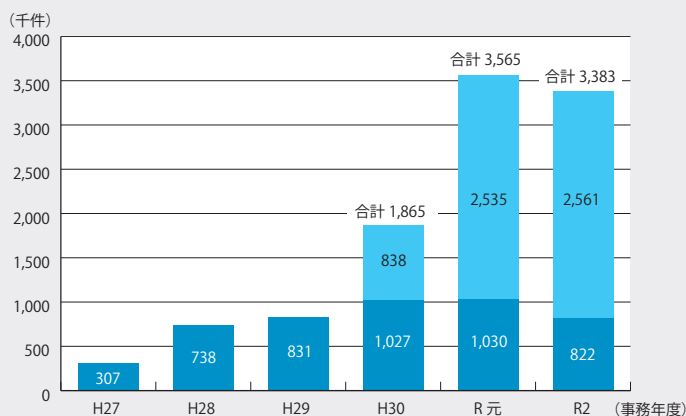
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額



二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和4(2022)年5月現在、83の租税条約等¹(149か国・地域を対象))に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

■ 情報交換件数の推移



※1 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。

※2 平成30(2018)事務年度以降の数値には、CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数(上段)を含みます。

1 ここでいう租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高など)を税務当局間で定期的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されています。

我が国も、この枠組みに基づき、諸外国の税務当局との間で、情報交換を実施しています。国税庁では、受領した情報の資産残高の増減等にも着目し、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和元事務年度		令和2事務年度		令和元事務年度		令和2事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	15	1,630,421	16	1,473,200	11	373,870	12	529,864
北米・中南米	19	96,288	19	117,291	11	33,526	13	43,354
欧州・NIS諸国	41	299,313	40	313,587	38	64,129	39	73,074
中東・アフリカ	11	32,755	12	2,818	5	2,174	6	4,266
合 計	86	2,058,777	87	1,906,896	65	473,699	70	650,558

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、外国法人から得た役員報酬の申告漏れを把握するとともに、それを原資とした資産運用により得た配当所得が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実を把握

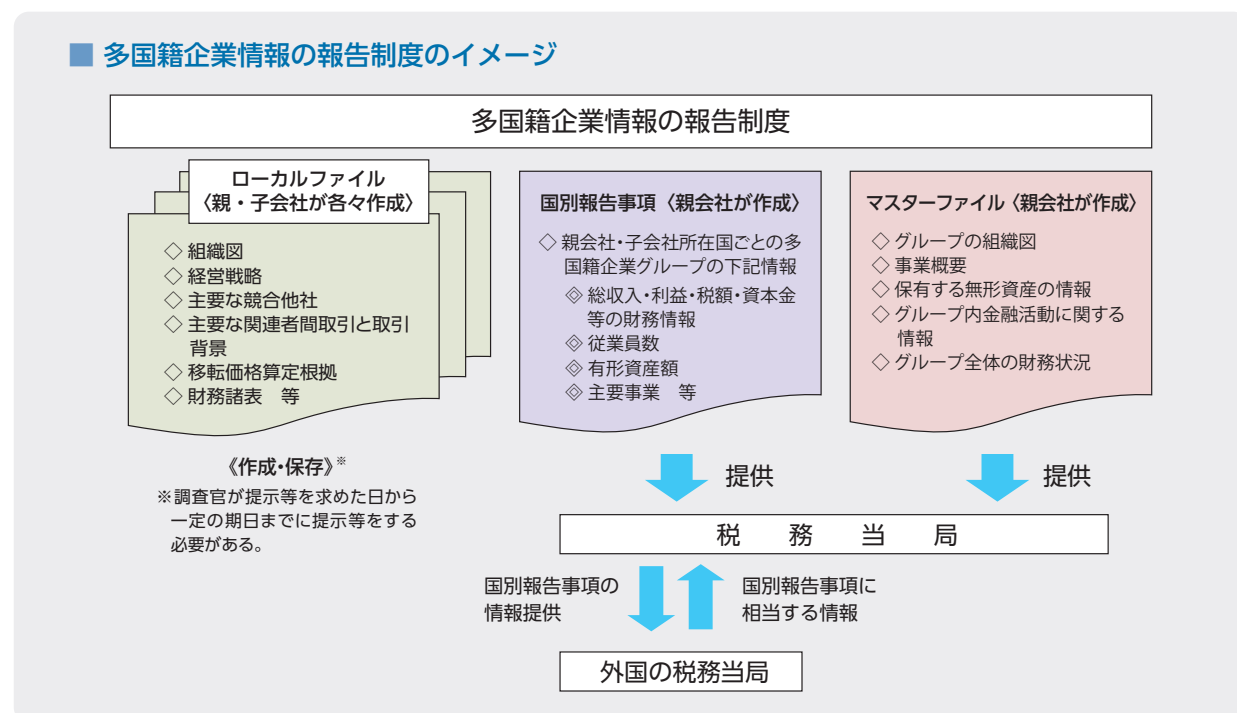
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、①国別報告事項、②事業概況報告事項(マスターファイル)及び③ローカルファイルを税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられています¹。

国別報告事項は、一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国・地域の税務当局に提供することとされており、我が国では、令和2(2020)事務年度において、53か国・地域の税務当局から2,186グループの情報を受ける一方、57か国・地域の税務当局に898グループの情報を提供しました。

国税庁では、多国籍企業における移転価格リスクや租税回避リスクの評価を行うに当たり、これらの情報を効果的に活用しています。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



② 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、国際的租税回避に対応するため、国税局や税務署に国際的租税回避への対応を専門的に行う部署を設置しています。

また、全国の国税局に設置されている重点管理富裕層プロジェクトチームでは、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、各種情報の収集・分析を行っています。

¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

③ グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間のずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための15の行動計画が勧告されており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「BEPSプロジェクト」をご覧ください。

(ロ) OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、OECD加盟国のみならず、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があります。このため、「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されています。令和4(2022)年5月現在、我が国を含む141の国と地域がこの枠組みに参加し、勧告内容の実施状況に関する相互審査や、勧告内容の見直しに関する議論に加え、直近では経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する解決策についての議論なども行っています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、令和4(2022)年5月現在、164の国と地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

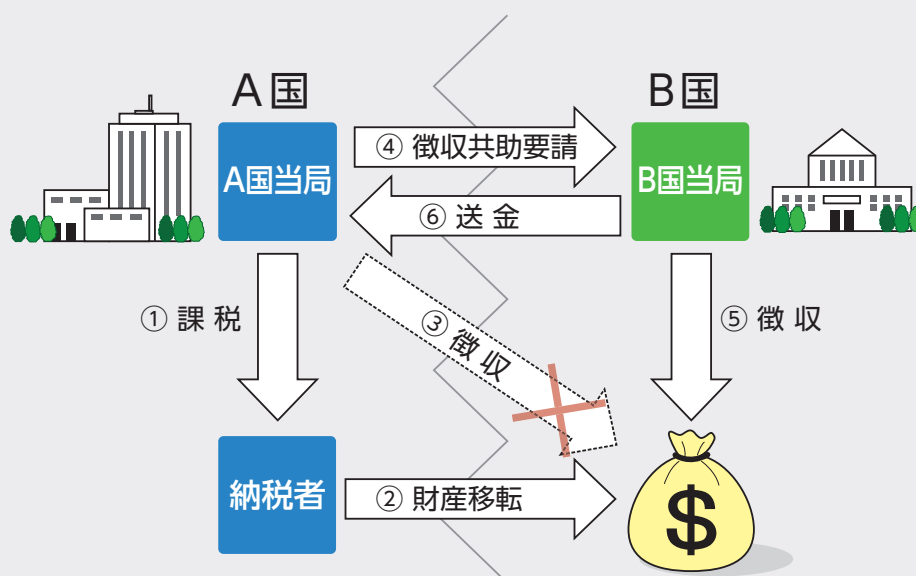
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかける！～国際徴収への取組～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。

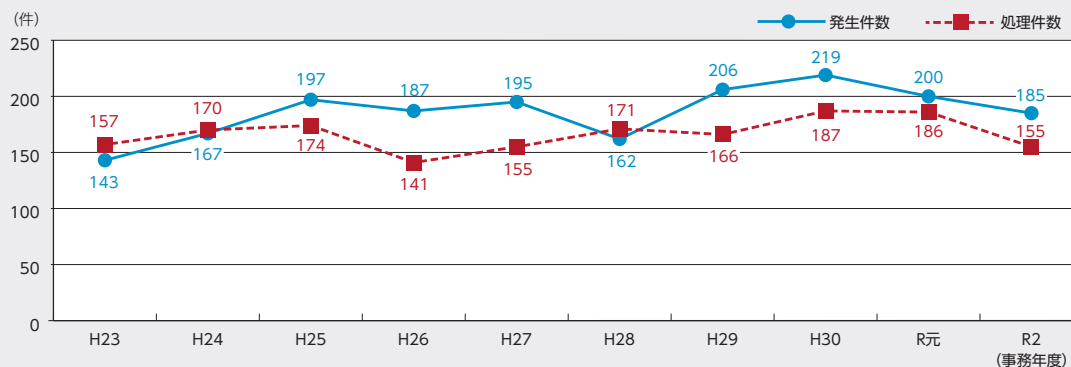
¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め137の国・地域において発効しています(令和4(2022)年6月1日現在)。

ハ 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制²の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認³に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移

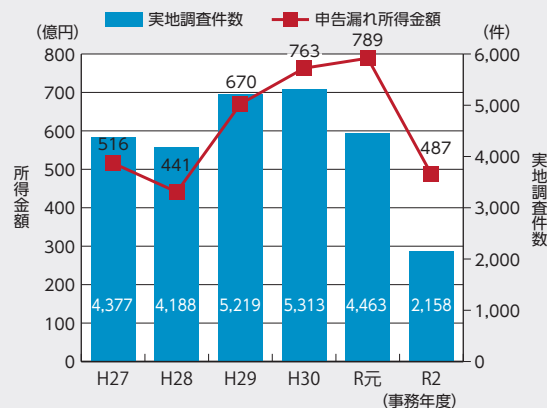


(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

■ 富裕層に対する所得税調査実績



◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

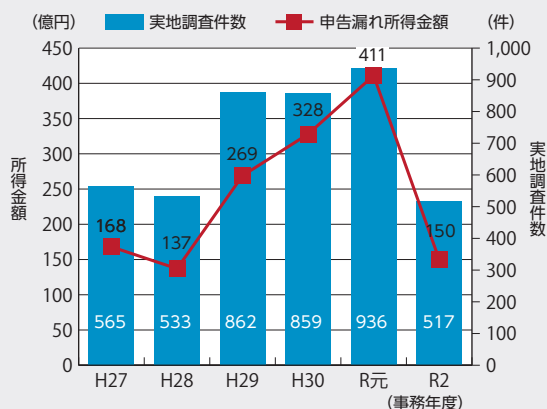
- 租税条約等に基づく情報提供要請によって、主宰外国法人からの配当を、虚偽の決算書を作成することで隠匿し、適正に申告を行っていない事実を把握
- 外国法人からのコンサルティング報酬の振込先として海外口座を利用し、その報酬について申告を行っていない事実を把握

1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

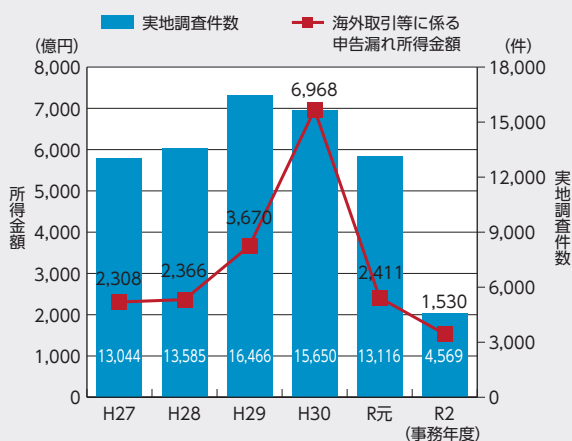
2 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

3 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法などについて税務当局が確認を行うことです。

4 令和2（2020）事務年度の協議回数・日数は57回・153日でした。

■ 海外投資などを行っている富裕層に対する
所得税調査実績

■ 海外取引法人等に対する法人税調査実績



～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加し、その内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいます。

令和3（2021）年度は、前年から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で外国からの研修員の受入れや海外への講師派遣が困難であったことから、オンラインを活用するなどして、できる限り多くの研修を実施できるよう努めました。

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和3(2021)年度は、ベトナムなどに対してオンラインで講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和3(2021)年度は、インドネシア、フィリピン、ベトナム、ラオスで職員が活動しました。

2 国内での受入研修の実施

(1) 国際税務行政 (ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般と幹部職員を対象とした上級があります。

(2) 国別研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。

(3) アジア国際課税

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和3(2021)年度は、慶應義塾大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生9名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国際税務行政 (ISTAX) (一般)	国数	15	14	16	—	14
	人数	15	14	16	—	14
国際税務行政 (ISTAX) (上級)	国数	9	9	11	—	10
	人数	9	9	11	—	10
国別研修	国数	4	6	3	1	2
	人数	79	86	32	15	136
アジア国際課税	国数	6	5	7	—	6
	人数	12	7	7	—	11
国税庁実務研修	国数	11	11	12	7	8
	人数	15	17	15	9	9

(2) その他の技術支援

～ OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー ～

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーは、国税庁がOECDと連携して開催している、アジア・太平洋地域の租税犯罪調査官等を対象にした租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修です。令和元(2019)年5月の税務大学校和光校舎での開講以降、令和3(2021)年度末までにオンライン形式での開催を含め、計9回研修を開催しました。

(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟38か国及び非加盟14の国と地域(令和4(2022)年5月現在)の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和3(2021)年12月には、第14回会合がオンライン形式で開催され、国際課税ルールに関する新たな合意の実施に向けた執行上の課題や新型コロナウイルス感染拡大後の各国税務当局の対応等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における18か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。

令和3(2021)年11月には、第50回会合が国税庁ホストでオンライン形式により開催され、税務行政のデジタル化への取組や徴収共助に関する取組等について意見交換が行われました。

